

宮城県上地下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）要求水準書（令和4年4月1日）新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新 要求水準書 令和4年4月1日改訂版		旧 要求水準書 令和3年12月6日版		変更理由		
				番号	項目 目標値(mg/L)	番号	項目 目標値(mg/L)			
1	要求水準書	別紙3-3-4	表4-2 水質管理目標設定項目（農業）	16 17 105 110 115	イブフェンカルバゾン イプロベンホス(IBP) ホスチアゼート メチダチオン(DMTP) ^{※3} モリネート	0.002以下 0.09以下 0.005以下 0.004以下 0.005以下	16 104 109 114	イプロベンホス(IBP) ホスチアゼート メチダチオン(DMTP) モリネート	0.09以下 0.003以下 0.004以下 0.005以下	法定基準の改定
2	要求水準書	別紙3-3-4	表4-2 水質管理目標設定項目（農業）	※3 有機リン系農薬のうち、E P N、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェントロチオン(M E P)、プタミホス、プロチオホス、マラチオン(マラソン)及びメチダチオン(D M T P)の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。		※3 有機リン系農薬のうち、E P N、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェントロチオン(M E P)、プタミホス、プロチオホス及びマラチオン(マラソン)の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。		法定基準の改定		
3	要求水準書	別紙3-5-2	表 下水道法並びに水質汚濁防止法に基づく放流水質の法定基準及び県基準	仙塩浄化センター 項目 生物化学的酸素要求量(BOD)[mg/l]	法定基準 10以下	仙塩浄化センター 項目 生物化学的酸素要求量(BOD)[mg/l]	法定基準 15以下	大和浄化センター 項目 生物化学的酸素要求量(BOD)[mg/l]	法定基準 15以下	誤記訂正